三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項
(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)～(6)　（略）
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　（略）
四・五　（略）

（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二十三条の二　法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　当該船舶が平水区域のみを航行するとき。
二　当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）
第二十三条の三　第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四及び第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　情報の伝達及び共有に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項
(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
(4)～(6)　（略）
（新設）
(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
（新設）
(8)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　教育及び研修に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ　（略）
四・五　（略）

（新設）

（準用規定）
第二十三条の二　第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三及び第十九条の六の二の規定による人の運送をする内航不定期航路事業の安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、輸送の安全にかかわる情報の公表並びに運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。